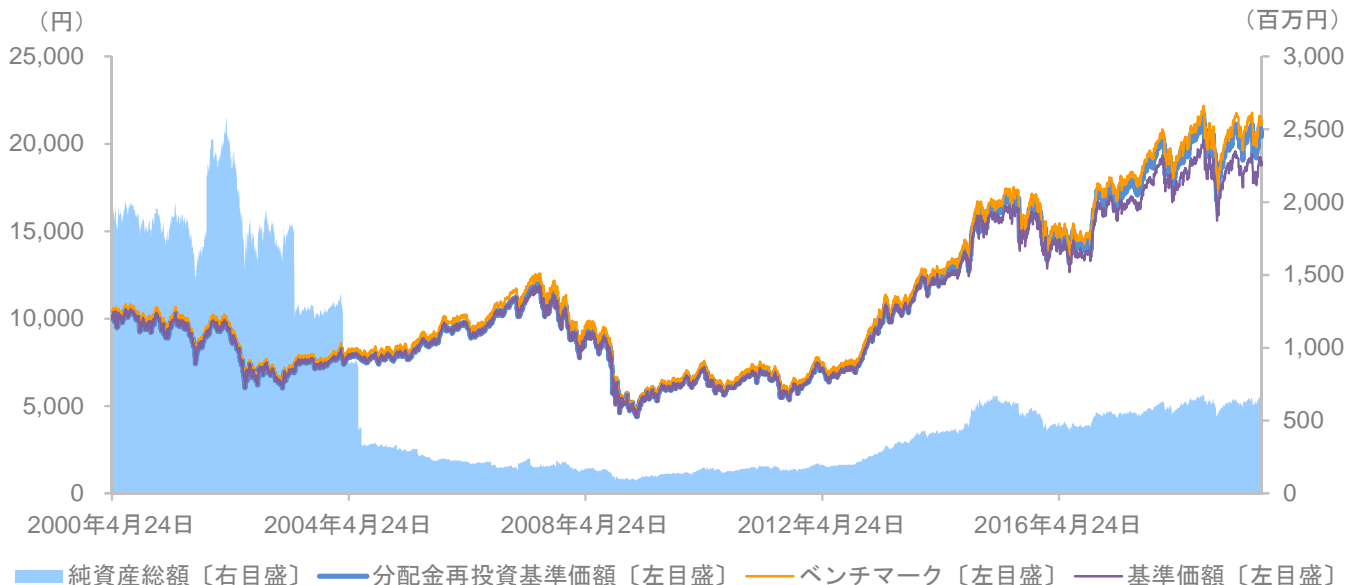


明治安田アメリカ株式ファンド 《愛称》グレートイーグル 追加型投信/海外/株式

基準価額と純資産総額の推移



※ ベンチマーク(S&P500種株価指数(円換算ベース))は設定時を10,000として指数化しています。

※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に 税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

ファンド概況

【概要】

設定日	2000年4月25日
信託期間	無期限
決算日	毎年4月20日 (休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

【基準価額および純資産総額】

	2019年8月末	2019年9月末
基準価額(円)	18,322	18,868
純資産総額(百万円)	633	652

【信託財産の状況】

	2019年8月末	2019年9月末
外国株式	92.1%	91.9%
外国投資信託	3.4%	3.7%
外国投資証券	3.1%	3.3%
株式先物	—	—
金銭信託等その他	1.5%	1.1%
組入銘柄数	227	223

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。外国投資信託は、S&P500種株価指数に連動するETFを含みます。

【基準価額の騰落率】

	ファンド	ベンチマーク	差
1カ月前比	2.98%	2.66%	0.32%
3カ月前比	1.65%	1.38%	0.27%
6カ月前比	2.04%	2.29%	△0.25%
1年前比	△4.11%	△3.42%	△0.69%
3年前比	46.73%	46.94%	△0.21%
設定来	105.56%	111.79%	△6.23%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

【分配金の実績】

第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	設定来累計
2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	
190	50	230	280	300	1,330

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)

※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田アメリカ株式ファンド
《愛称》グレートイーグル
追加型投信/海外/株式

組入有価証券の状況

【組入上位10業種(ETFを除く)】

	業種	組入比率
1	ソフトウェア・サービス	11.7%
2	メディア・娯楽	7.6%
3	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.7%
4	ヘルスケア機器・サービス	6.2%
5	資本財	6.2%
6	小売	5.8%
7	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.4%
8	銀行	4.8%
9	半導体・半導体製造装置	4.3%
10	各種金融	4.3%

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

【組入上位10銘柄(ETFを除く)】

	銘柄名	業種	組入比率
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.3%
2	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.5%
3	AMAZON.COM INC	小売	2.7%
4	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.6%
5	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1.6%
6	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.6%
7	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.5%
8	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	1.5%
9	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1.3%
10	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1.2%

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

運用経過・今後の投資方針等について

＜市場動向＞

米国株式相場において、S&P500種株価指数は上昇しました。米国政府が予定していた中国製品に対する関税引き上げの先送りを表明し、米中貿易協議が進展するとの見方が広がったことに加え、英国のEU(欧州連合)からの「合意なき離脱」に対する懸念が後退したことから、月半ばにかけて上昇しました。その後は米中関係を巡る先行き不透明感が広がったことから、小幅に下落しました。

米ドルは、対円で前月末比上昇(円安ドル高)しました。月前半は米中貿易摩擦懸念が緩和されリスク回避姿勢が後退したことや、FOMC(米連邦公開市場委員会)を控えてのポジション調整などにより日米金利差が拡大したことを背景に、円に対して上昇しました。月後半は、米中貿易協議の進展を巡る懸念が再び高まったことから円が買い戻され、下落しました。

＜運用経過＞

セクターごとに最適な個別ファクターを適用したモデルが算出する最終合成ファクターに従い銘柄選択を行いました。ファンドの超過収益はプラスでした。セクター別にみると金融・不動産や情報技術セクターなどがプラスに寄与しました。最終合成ファクターの説明力はプラスでした。すべてのセクターにおいて説明力がプラスでした。ファクター別では「バリュー指標」「収益性」などのファクターの説明力がプラスでした。個別銘柄ではTAPESTRY INC(耐久消費財・アパレル)やUNUM GROUP(保険)のオーバーウェイトなどがプラスに寄与しました。

※説明力とは、投資対象ユニバース銘柄について、モデルが示す前月末の個別銘柄の魅力度(アルファ)の順位と、翌月の実際のリターン順位との相関を表した数値です。これがプラス(マイナス)であればモデルやファクターが有効(不冴え)だったことを示します。

＜今後の投資方針＞

引き続き、クオンツ手法に基づく運用を行い信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

明治安田アメリカ株式ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、明治安田アメリカ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

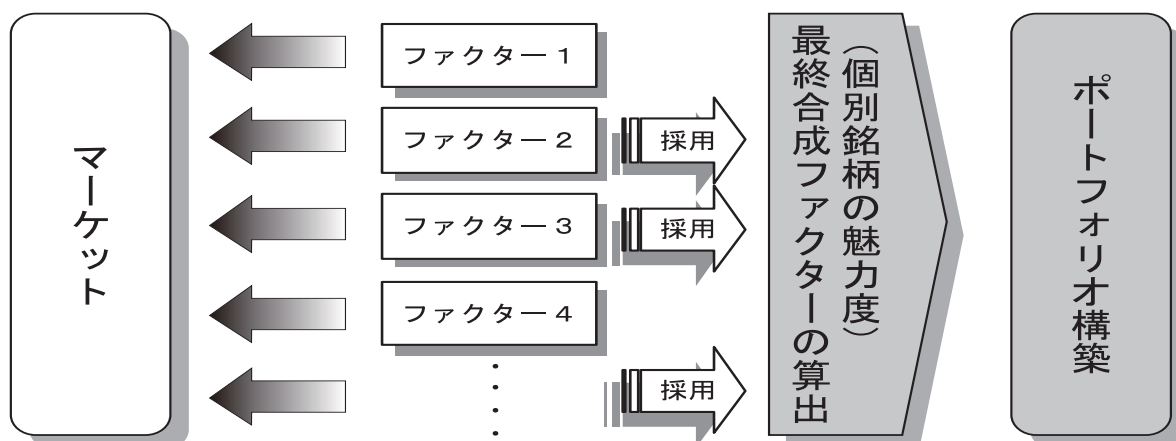
S&P500種株価指数 をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標に運用を行います。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード・プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

クオンツ手法を活用し最適ポートフォリオを算出します。

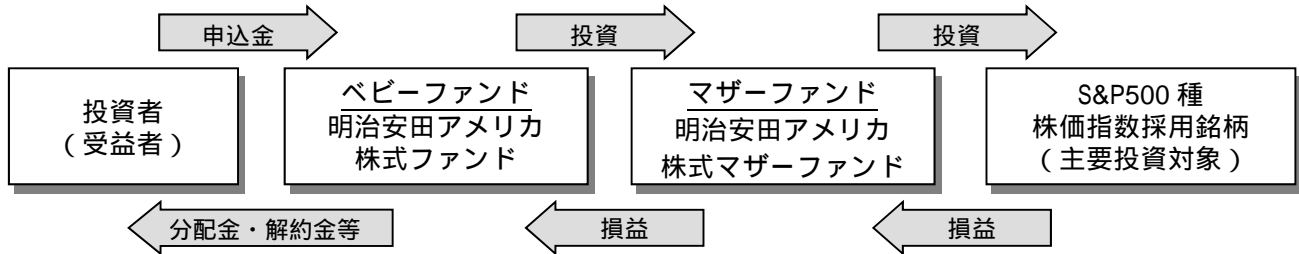
S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法により、個別銘柄の価格変動に影響を与えるファクターの分解・解析をベースにした最適ポートフォリオを算出し、厳格なリスク管理の下でベンチマークに対する安定した超過リターンを目指します。



外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

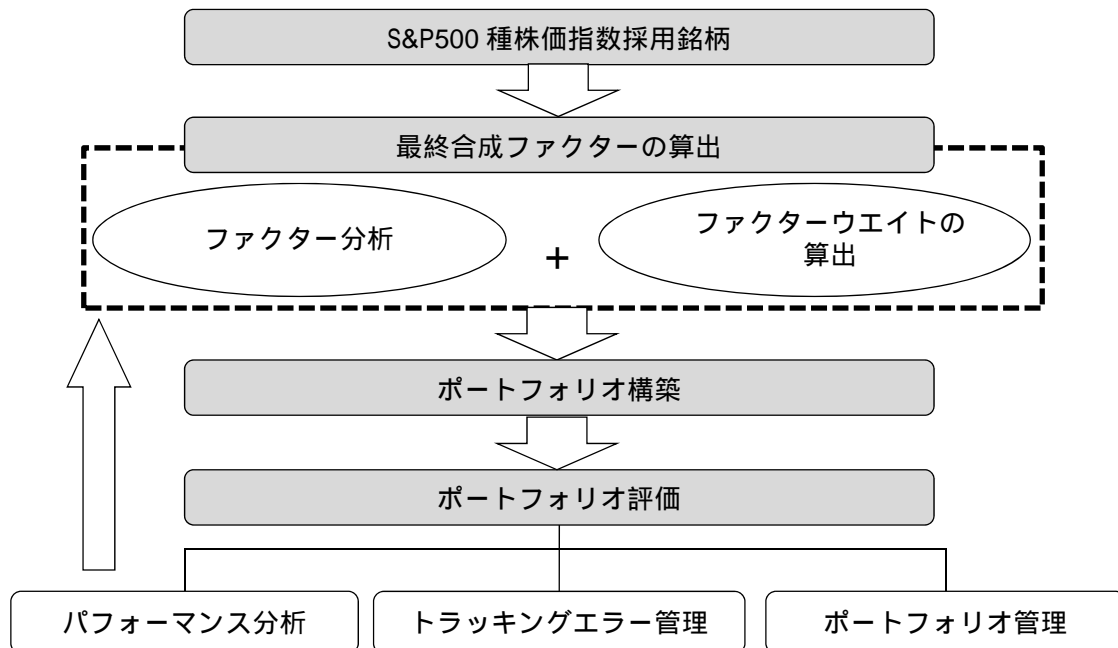


損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

運用プロセス

銘柄の選定にあたっては、S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。

<運用プロセスイメージ図>



- 1) 次の2つの過程により最終合成ファクター（個別銘柄の魅力度）を算出し、ポートフォリオを構築します。
 1. モデルが採用するファクターに対し、S&P500種株価指数に採用されている銘柄のファクター値を作成します。
 2. ファクター間の組合せウエイトを統計学的手法によって算出し、最終合成ファクターを作成します。
- 2) 各ファクター値の更新、およびウエイトの見直しを原則月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。
- 3) 個別銘柄ならびに各セクターのウエイトは、S&P500種株価指数のウエイトから大きく逸脱させることのないように管理し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

投資リスク

基準価額の変動要因

明治安田アメリカ株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

< 主な変動要因 >

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。 確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにさせていただきます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) 基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨークの証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2000年4月25日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入価額に、3.24% (税抜 3.0%) *を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。</p> <p>購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は3.3% (税抜 3.0%) となります。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年 1.404% (税抜 1.3%) *の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年 1.43% (税抜 1.3%) となります。</p> <p><内訳></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.594% (税抜0.55%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.702% (税抜0.65%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.108% (税抜0.1%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.404% (税抜1.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消費税率が10%となった場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.605% (税抜0.55%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.715% (税抜0.65%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.11% (税抜0.1%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.43% (税抜1.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	委託会社	0.594% (税抜0.55%)	販売会社	0.702% (税抜0.65%)	受託会社	0.108% (税抜0.1%)	合計	1.404% (税抜1.3%)	配分	料率(年率)	委託会社	0.605% (税抜0.55%)	販売会社	0.715% (税抜0.65%)	受託会社	0.11% (税抜0.1%)	合計	1.43% (税抜1.3%)	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率
配分	料率(年率)																														
委託会社	0.594% (税抜0.55%)																														
販売会社	0.702% (税抜0.65%)																														
受託会社	0.108% (税抜0.1%)																														
合計	1.404% (税抜1.3%)																														
配分	料率(年率)																														
委託会社	0.605% (税抜0.55%)																														
販売会社	0.715% (税抜0.65%)																														
受託会社	0.11% (税抜0.1%)																														
合計	1.43% (税抜1.3%)																														
支払い先	役務の内容																														
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																														
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																														
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																														
合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率																														

その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0108%（税抜0.01%）*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 *消費税率が10%となった場合は年0.011%（税抜0.01%）となります。
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して……………20.315%

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満20歳以上の方、ジュニアNISA（ニーサ）は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

法人の場合については上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

明治安田アメリカ株式ファンド <愛称> グレートイーグル

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社（受託者） みずほ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

- お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
銀行							
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○	*
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
証券会社							
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○			○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	

* 現在、新規の販売を停止しております。

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00~午後 5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>